

小型無人機に関する安全・安心な運航ルールの骨子の概要

1. 基本的考え方

- ・小型無人機の安全な運航を確保するため、具体的な運航方法、機体の安全性及び操縦者の技量等について、政策目的と政策実現手段とのバランス等に配慮しつつ、運用ルールを迅速に検討。
- ・将来の技術開発や事業の発展にも柔軟に対応できる制度設計とし、状況の変化に即した形で適宜見直しを行い、本骨子の具体化を進める。

2. 小型無人機の安全な運航の確保に向けたルール

①小型無人機の運航の安全確保のため緊急に導入する運航方法の規制

関係法令の遵守は当然のこととして、以下につき検討。

(航空機や地上の人等の安全確保のためのルールの例)

- ・航空機や地上の人・家屋に危害等を与えるおそれのある場合（空港周辺、人・家屋密集地等）の飛行は、安全確保の体制をとった事業者等に限定。
- ・地上の人・物件への危害を予防する方法に従って飛行（日中以外の飛行の禁止等）

(ルールの柔軟性確保)

- ・十分な安全対策を前提に、事業者等に許可を与え柔軟な運航を認める。

②小型無人機の利用促進と安全確保の両立

- ・機体の把握・性能確保、操縦者の技量確保、小型無人機を使用した事業等について、関係者との十分な調整の上制度の必要性、具体化を検討
- ・民間団体等の自主的な安全確保の取組を推奨
- ・公的機関による災害対応等のための小型無人機の活用は、特別な取扱いを検討
- ・事故等の安全情報を収集、活用

3. 小型無人機の健全な利活用に向けた環境整備

以下のような課題について、関係府省庁が相互に連携して対応策を具体化。

- ・万が一の事故に備えた保険の加入
- ・プライバシーの尊重、犯罪・迷惑行為への対処（重要施設への接近禁止プログラム導入を含む）
- ・小型無人機の上空飛行と土地所有権の関係の整理

4. 今後の進め方

- ・本骨子に基づき、操縦者、関係団体等幅広い関係者に対する周知・調整を経て、可能な部分より順次ルールを具体化。
- ・特に緊急の対応が求められる運航方法の規制については、必要な法案をとりまとめ今国会提出を目指す。
- ・小型無人機の機体自体の把握や安全、操縦者の技量、小型無人機を使用する業務に関するルールは、関係者との十分な調整の上で、法整備を含めとりまとめ。
- ・民間の関係者等がそれぞれの立場で本骨子を十分に理解し、先行的・自発的にルールの構築と遵守に取り組むよう要請。

※ 議員立法を踏まえた検討は、政府部内で別途実施。